

宝塚市諮問第17号

宝塚市環境審議会

保全地区等の指定解除について（諮問）

宝塚市環境基本条例（平成8年条例第23号）第24条第2項第3号の規定により、保全地区等の指定解除について貴審議会の意見を求めます。

令和7年（2025年）9月19日

宝塚市長 森 臨太郎

諮問の趣旨

宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例に基づき指定している保全地区等のうち、下表のとおり所有者から保護樹所在地の土地利用に伴い伐採する旨の申し出がありましたので、同条例第6条第1項に規定する保全地区等の指定の解除をするため、同条例第5条第3項及び第6条第2項並びに宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定に基づき諮問するものです。

| 所有者 | 指定番号 | 樹種 | 所在地 | 状態 |
|------------|------|------|--------------|----|
| ■■■■■■■■■■ | 28 | イチョウ | 川面■■■■■■■■■■ | 健全 |
| ■■■■■■■■■■ | 29 | クスノキ | 川面■■■■■■■■■■ | 健全 |
| ■■■■■■■■■■ | 30 | エノキ | 川面■■■■■■■■■■ | 健全 |

2 (1) 経緯

本件の経緯

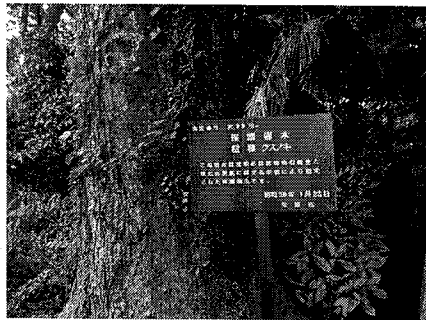
- 1 該当地 宝塚市川面 [REDACTED]
イチョウ
宝塚市川面 [REDACTED]
クスノキ、エノキ
- 2 所有者 宝塚市川面 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 概要 昨年3月に所有者から受注した業者から当該地の整地計画とそれに伴う保護樹の指定解除についての相談がありました。
本年7月に改めて所有者から指定解除の申し出がありました。

2(3)現状写真

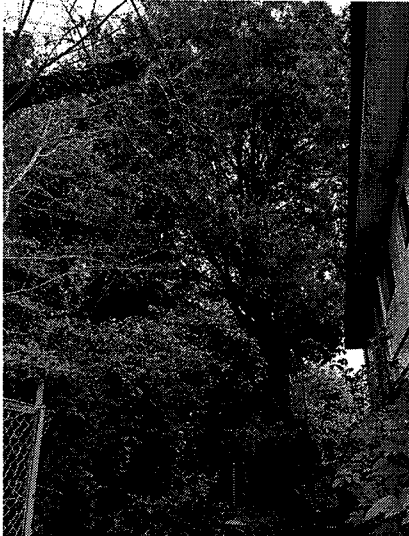
No28 保護樹木(イチヨウ)



No29 保護樹木(クスノキ)



No30 保護樹木(エノキ)



2 (4) 関係条文抜粋

関係条文抜粋

○宝塚市環境基本条例（平成8年10月1日条例第23号）

（環境審議会）

第24条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条に基づき、宝塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議し、答申する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3～8 (略)

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和57年10月1日条例第72号）

（指定の変更、解除）

第6条 市長は、自然環境保全地区の状況が著しく変化し、又は保護樹等が滅失若しくは枯死したときその他特別の理由があると認められるときは、保全地区等の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により指定を変更し、又は解除する場合は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。